

○逗子市空き家流通促進モデル事業補助金交付要綱

令和4年4月1日

逗子市要綱

改正 令和5年4月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、空き家が流通しない原因を解決し、その結果を分析し、及び広報することにより地域の課題を解決するとともに、空き家の流通促進を図るため、空き家等の所有者等に対し、予算の範囲内において空き家流通促進モデル事業補助金を交付することに関し、逗子市の補助金の交付要望及び予算の執行に関する規則（平成3年逗子市規則第16号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「空き家等」とは、市内に所在する建築物又はこれに附属する工作物であって、居住その他の使用がなされておらず、賃貸用又は売却用として流通していないものをいう。

(補助の対象となる空き家等)

第3条 補助の対象となる空き家等（以下「補助対象空き家等」という。）は、次の各号のいずれにも該当し、地域の課題解決及び空き家の流通促進に資すると認めるものとする。

- (1) 現に空き家等であるもののうち、空き家等になってから1年を経過しているものの（居住用のものに限る。）
- (2) 逗子市空き家アドバイザー派遣事業実施要綱（令和4年4月1日施行）に規定する逗子市空き家アドバイザー派遣事業を利用したもの
- (3) この要綱による補助金又は市が出資その他財政上の援助を行う団体が行う空き家バンク登録支援金の交付を受けたことがないもの

(補助の対象者)

第4条 補助金を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当し、市税を滞納していないものとする。

- (1) 補助対象空き家等の所有者
- (2) 補助対象空き家等の相続人

(3) 補助対象空き家等の存する敷地の権利者

(補助の対象となる行為)

第5条 補助の対象となる行為（以下「補助対象行為」という。）は、次の各号に該当するものとする。

(1) 解体費用

(2) 不動産登記費用

(3) 仲介手数料

(4) 測量費用

(5) 弁護士等の専門家による相談費用

(6) 借家権利者の立退料

(7) 既存住宅状況調査料

(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が空き家流通促進において必要があると認めるもの

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象行為に要する額とし、70万円を限度とする。ただし、弁護士等の専門家による相談費用については1回の相談につき上限を1万円とし、3回までを限度とする。

2 前項の場合において、千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

(令和5年4月1日・一部改正)

(交付申請書及び事業計画書)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象行為を行う前に、空き家流通促進モデル事業補助金交付申請書兼事業計画書（第1号様式。以下「事業計画書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 補助対象空き家等の登記簿謄本（土地・建物）

(2) 申請者の本人確認書類

(3) 納税証明書（市税に滞納がない証明書）

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

2 空き家所有者の相続人が事業計画書を提出する場合は、前項各号に掲げる書類に加

え、相続関係を証明できる書類（相続関係図、戸籍謄本、遺産分割協議書等）を提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第8条 市長は、前条の事業計画書の提出があったときは、当該計画を審査し、補助金を交付すべきと認めたときは、空き家流通促進モデル事業補助金交付（不交付）決定通知書（第2号様式）により当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、事業計画の採択の可否に当たり、逗子市空き家アドバイザー派遣事業実施要綱に規定する空き家アドバイザーの助言を受けることができる。

3 市長は、第1項の審査の結果、補助金を交付しないことを決定したときは、空き家流通促進モデル事業補助金交付（不交付）決定通知書により当該申請者に通知するものとする。

（申請の取消し）

第9条 申請者は、前条第1項の通知を受けた後、申請の取消しをしようとするときは、速やかに空き家流通促進モデル事業補助金取消届（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

（実績及び完了報告）

第10条 申請者は、補助対象行為が完了した時は、速やかに空き家流通促進モデル事業補助金完了実績報告書（第4号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（1） 補助対象行為に係る契約書の写し

（2） 補助対象行為に係る領収書又は請求書の写し

（3） 前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認めるもの

2 前項の規定による完了報告は、申請日の属する年度の2月末までに行わなければならない。

（補助金交付額の確定）

第11条 市長は、前条第1項の報告を受けたときは、当該報告の内容を審査し、適正であると認めるときは、補助金の額を確定し、申請者に対して空き家流通促進モデル事業補助金交付確定通知書（第5号様式）により通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第12条 前条の通知を受けた申請者が、補助金の交付を受けようとするときは、速やか

に空き家流通促進モデル事業補助金交付請求書（第6号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の交付の請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（補助金交付決定の取消し）

第13条 市長は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の全部又は一部について交付の決定を取り消すことができる。

（1）虚偽の申請その他不正な行為を行ったとき。

（2）補助金を交付の目的以外に使用したとき。

（3）この要綱の規定に違反したとき。

（4）前各号に掲げるもののほか、市長が不適當であると認める事由が生じたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、空き家流通促進モデル事業補助金交付決定取消通知書（第7号様式）により通知するものとする。

（補助金の返還）

第14条 市長は、前条の規定により補助金の全部又は一部について交付の決定を取り消した場合において、既に当該補助金が交付されているときは、空き家流通促進モデル事業補助金返還命令書（第8号様式）により、期限を定めてその返還を命じるものとする。

（市の施策への協力等）

第15条 市長は、補助金の交付決定を受けた者に対し、事業過程の開示及び広報活動への協力を求めることができるものとする。

（委任）

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

（要綱の失効）

2 この要綱は、令和6年3月31日限りでその効力を失う。

附 則（令和5年4月1日）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。